

多摩市市民自治基本条例をつくる会会則

前文

多摩市市民自治基本条例をつくる会は、多摩市の呼びかけによって集まった市民により結成され、行政から自立した組織で、多摩市と協働して多摩市市民自治基本条例案（以下「基本条例案」という。）を策定することを目的とします。

この基本条例案の策定の目的は、多摩市の将来都市像として「市民が主役のまち・多摩」の創造にあります。私たちは、市民の英知を結集して、多摩市民の意見を反映させた多摩市市民自治基本条例案を策定するため、「多摩市市民自治基本条例をつくる会」を設立します。

会則

- 1 名 称 「多摩市市民自治基本条例をつくる会」（以下「基本条例をつくる会」と称する。）
- 2 存続期間 基本条例の制定まで
- 3 参加資格 多摩市民とし、団体参加は認めない
人数に制限を設けない
- 4 構 成 員 参加を申込み、登録した市民
- 5 目 的 多摩市にふさわしい基本条例案の策定
- 6 協 定 基本条例案の策定のための多摩市とのパートナーシップ協定の締結
- 7 事 務 局 多摩市役所内に置く。多摩市関戸6-12-1
- 8 構 成 基本条例をつくる会に全体会及びワーキンググループを設置し、代表及び副代表を置く。
- 9 全 体 会 全体会は、基本条例をつくる会に参加する者全てをもって構成員とし、基本条例をつくる会の最高意思決定機関とする。
- 10 ワーキング ワーキンググループは、基本条例案の研究及び立案のため、

- グループ 十分な検討を行う。参加者は、いずれかのワーキンググループに所属し、座長、副座長を置く。
- 11 運営委員会の設置 基本条例をつくる会に運営委員会を設置する。運営委員会の役割及び構成は次のとおりとする。
役割：基本条例をつくる会の円滑な運営に必要な事項の提案及び総合調整機能を担う。
構成： 運営委員会は、各ワーキンググループで選出された座長、副座長等をもって構成する。
運営委員会に委員長、副委員長(2人)、書記、会計、広報、幹事等を置く。
- 12 代表・副代表 代表及び副代表の役割及び選出方法は次のとおりとする。
役割：代表は、基本条例をつくる会の会務を統括し、副代表は代表を補佐する。
選出：代表及び副代表は、運営委員会の委員の互選により、男女比及び世代構成等に配慮して、代表1人、副代表2人を選出する。代表及び副代表は、運営委員会の委員長及び副委員長を兼ねるものとし、全体会の承認を得なければならない。
- 13 議決権及び発言権 参加を申込み、登録した市民
傍聴者の発言権を保障する。ただし、議決権はない
- 14 市民への情報提供 講演会・シンポジウム・フォーラム等の開催
たま広報・インターネット等での情報提供
- 15 会議の公開 すべての会議は、公開とする
- 16 会議のルール 別に定める
- 17 その他 この会則に定めるもののほか、基本条例をつくる会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この会則は、2001年（平成13年）5月14日より発効します。

多摩市市民自治基本条例をつくる会の基本ルール (会議のルール)

ルールの必要性

多摩市市民自治基本条例案を策定する市民の自立した組織である「多摩市市民自治基本条例をつくる会（以下「基本条例をつくる会」という。）」は、自由で闊達な発言や新たな発想を最大限尊重し、会を円滑かつ効率よく運営するため、下記の基本ルールを定めます。

1 基本条例をつくる会の目標

市民の英知を結集し、多摩市にふさわしい多摩市市民自治基本条例案を策定すること。

2 参加者と基本条例をつくる会

ワーキンググループは、原則的に同一テーマを同じ場所で議論し、検討結果について全体会を開催して発表したのち、全体会で議論し基本条例をつくる会の検討結果として取りまとめます。

参加者は、それぞれの視点・関心をもとに、公平性と普遍性を考慮し、課題を提起し、基本条例案を策定します。

基本条例をつくる会は、その会議の参加者をもって成立とします。

3 四つの原則・9つのルール

- ・徹底した議論 徹底した議論から相互信頼の土壌を醸成します。
議論は冷静に、フェアプレイの精神をモットーとします。
議論を進める場合は、実証的かつ客観的なデータを尊重します。
- ・自由な発言 自由な発言は最大限に尊重します。
特定の個人や団体の誹謗・批判・中傷・雑言は厳禁とします。
地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮します。
- ・時間の厳守 時間は全員の共有であり、これを大切にします。
会の開始・終了、それぞれの発言時間、持ち時間を厳守します。
会に遅刻欠席する場合は、事務局に連絡します。
- ・合意の形成 合意に基づく案づくりをめざします。
問題の所在を明確にした上で、合意形成を目指し、いったん合意した内容はそれぞれ尊重します。
事例を取り上げる場合は、客観的な立場で取り扱います。
プログラムづくりにあたっては、長期的な取り組みと短期的な取りくむものを区分して行います。

4 発言の公平性

進行役は、発言が偏らないように順序を含め公平な運営に配慮します。

5 意見の集約方法

少数意見を尊重します。決定は全員合意を原則としますが、迅速な決定が必要な場合は、出席者の3分の2以上の賛成でその結論とします。

6 会議の公開

すべて会議は、公開とします。

7 その他

本ルールは、あくまで基本を定めたものです。上記のルールが予測できない問題への対応並びに新たなルールが必要になったときは、運営委員会で協議し、全体会で決定します。

多摩市市民自治基本条例案の策定に関する パートナーシップ協定

市民の自立した組織である「多摩市市民自治基本条例をつくる会」（以下「基本条例をつくる会」と略します。）と多摩市は（以下「市」と略します。）多摩市市民自治基本条例案の策定に関するパートナーシップ協定（以下「パートナーシップ協定」と略します。）を次のとおり締結します。

1 パートナーシップ協定の目的

このパートナーシップ協定は、多摩市市民自治基本条例案（以下「基本条例案」と略します。）策定にあたり、「基本条例をつくる会」と「市」との関係や役割分担、相互協力の内容を定めるものです。

2 基本条例案

基本条例案は、多摩市市民自治基本条例に反映される条例案として市長に提出されるものです。

3 協働に関する3つの原則

基本条例をつくる会と市は協働の精神に基づいて、互いに次の原則を遵守します。

- （1）対等な立場にたって議論や意見交換を行います。
- （2）それぞれの自主性を尊重します。
- （3）進捗状況について相互に連絡を密にし、互いに協力します。

4 役割と責務に関する約束

基本条例をつくる会と市とは、基本条例をつくる会の活動と基本条例案の策定に関連して、以下に示すそれぞれの役割と責務を持つものとします。

（1）基本条例をつくる会の役割と責務

- 会は、自立した組織として基本条例案を作成します。
- 会は、市民の意見や要望を幅広く集めて基本条例案を作成します。
- 会は、市民相互の意見調整に努めます。
- 会は、職員プロジェクトチームと十分な情報交換をはかります。
- 会は、情報を公開します。
- 会は、プライバシーを守ります。
- 会は、基本条例案への意見表明を積極的に行います。
- 会は、費用の用途を明確にします。
- 会は、2002年（平成14年）6月に基本条例案を市へ提出します。

（2）市の役割と責務

市は、情報を提供します。
市は、庁内の連絡および意見調整を行います。
市は、活動に必要な場所を提供します。
市は、専門家の派遣や調査活動などについて支援を行います。
市は、市民相互の意見調整を行うための支援を行います。
市は、職員の参加を保障します。
市は、基本条例をつくる会が作成する基本条例案を尊重します。
市は、会の運営上の必要な経費を予算の範囲内で負担します。

5 相互の連絡調整について

基本条例をつくる会と市は相互の連絡調整を円滑に行うため、全体の運営に関して調整の必要な事項について適宜、会議を開催し協議します。

6 基本条例案の変更がある場合について

市は、基本条例をつくる会が策定した「基本条例案」を変更する場合、内容の説明責任を負い、変更される「基本条例案」を基本条例をつくる会に提示し、意見を求め、内容を調整します。

7 パートナーシップ協定の有効期限

パートナーシップ協定は基本条例をつくる会と市との合意を以て発効し、基本条例の制定までとします。

8 その他

パートナーシップ協定に定めていない事項で今後パートナーシップ協定を遂行するうえで必要と認められるものについては、基本条例をつくる会と市との合意を得て、パートナーシップ協定に加えることができるものとします。

2001年（平成13年） 5月 26日